

小田原市屋外広告物条例のあらまし

平成22年5月
(令和5年7月 一部改訂)

もくじ

1	屋外広告物条例の目的・景観計画との関係	
	屋外広告物条例の目的	1
	景観計画との関係	1
2	屋外広告物の定義と種類	
	屋外広告物の定義	2
	広告物等の種類	2
3	禁止地域と禁止物件	
	禁止地域	3
	禁止物件	3
4	規制地域と基準	
	規制地域の区分	4
	景観計画重点区域	5
	色彩基準のある区域等	5
	景観計画重点区域図	6
	地域・地区ごとの基準	10
	全ての地域・地区の基準	32
5	適用除外	
	条例の規制を受けない広告物等	34
6	手続きの流れと必要書類・手数料	
	手続きの流れと必要書類	36
	屋外広告物許可申請手数料	37
7	広告物を表示する場合の義務・違反広告物への対応	
	広告物を表示する場合の義務	38
	違反広告物への対応	38
8	その他	
	広告協定の認定	39
	屋外広告業の届出	39

1

屋外広告物条例の目的・景観計画との関係

屋外広告物条例の目的

小田原市屋外広告物条例（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は広告物若しくは掲出物件による公衆に対する危害を防止することを目的とする。

小田原市では、市民や事業者等と協力して良好な景観まちづくりを進めています。屋外広告物は景観の重要な要素であるとともに、経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものであるため、屋外広告物の表示・掲出をする際は、地域の良好な景観形成に対する配慮及び適切な管理が必要です。

公衆に対する危害とは、設置者の瑕疵等により生ずる倒壊などの物理的現象による直接的な危害のみならず、屋外広告物の設置により見通しの不良又は信号機等の妨害等による危害も含まれます。

景観計画との関係（屋外広告物法第6条関係）

屋外広告物法（景観計画との関係）

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

本市の景観計画では、良好な景観の形成を図るため、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めており、具体的な基準等については、景観計画に即して小田原市屋外広告物条例に規定しています。

2

屋外広告物の定義と種類

屋外広告物の定義（屋外広告物法第2条第1項）

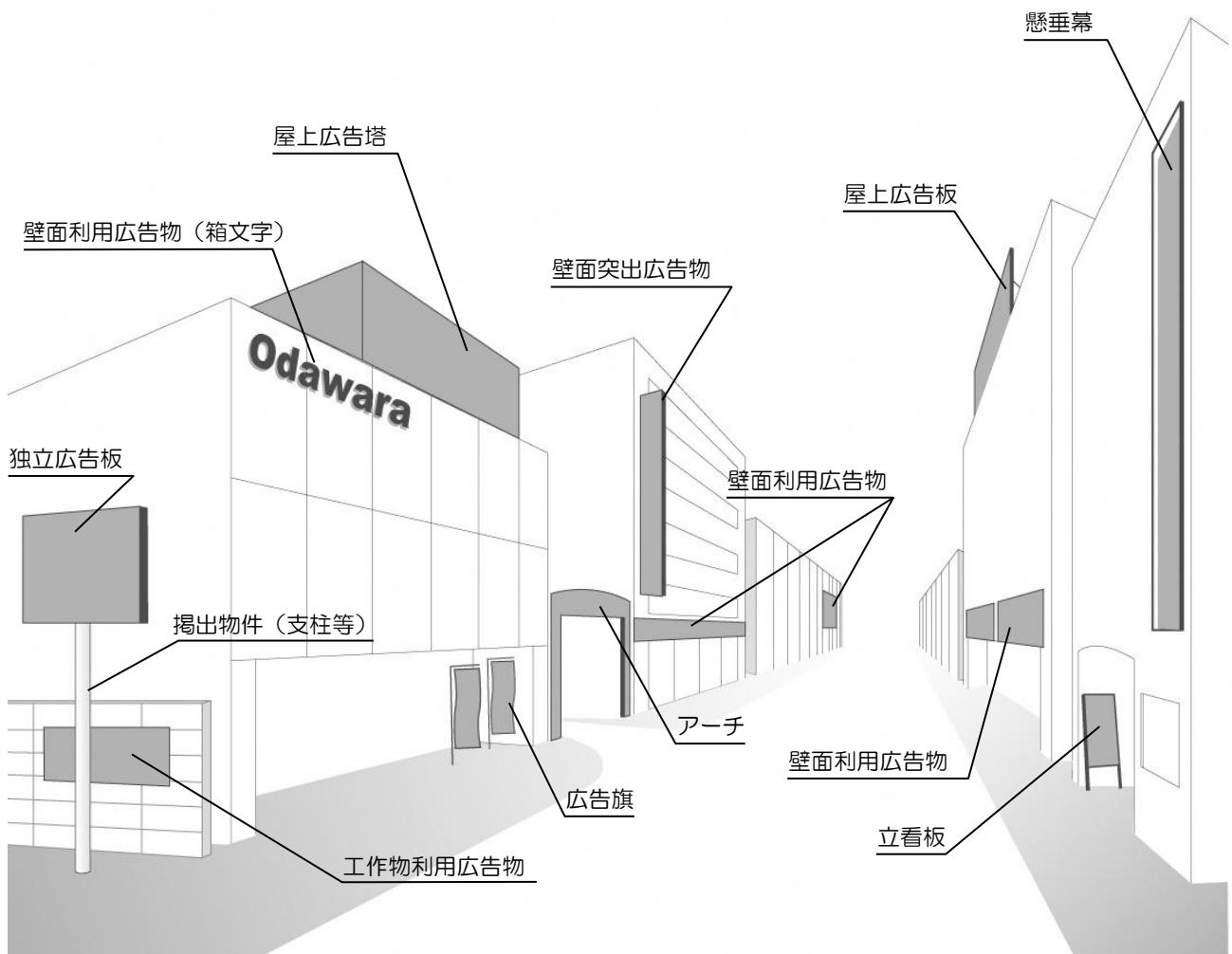
- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

このように営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、上記の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、屋外広告物です。

広告物等*1の種類

広告物等には、主に以下のような種類があり、これらに応じた基準が定められています。

*1. 広告物および掲出物件をいう。



3

禁止地域と禁止物件

禁止地域

次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示(設置)してはならないことになって
います*1。

*1.適用除外は P34-P35

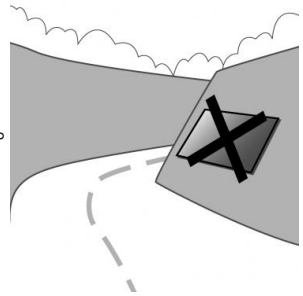
広告物等の表示 (設置)を禁止す る地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種風致地区と指定された地域(規則で定める区域を除く。) ・生産緑地地区 ・史跡、名勝又は天然記念物に指定又は仮指定された地域(史跡小田原城跡の区域(城内の区域に限る。)のうち城址公園の区域より北側の区域を除く。) ・自然公園法で指定された特別地域 ・自然環境保全条例で指定された自然環境保全地域 ・河川法に規定する河川区域 ・海岸法に規定する公共海岸 ・森林法の規定により保安林として指定された森林のある地域 ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 ・眺望景観を整備し、又は保全するため特に必要があると認めて市長が指定する空間の区域
----------------------------	---

禁止物件の例(擁壁)

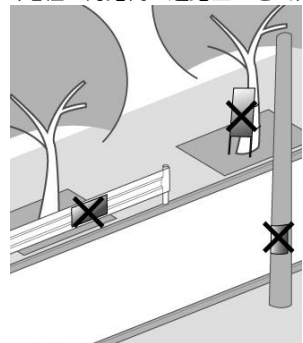
禁止物件

次に掲げる物件には、広告物等を表示(設置)してはならないことになって
います*1。

広告物等の表示 (設置)を禁止す る物件	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯 ・石垣、擁壁等 ・信号機、道路標識 ・消火栓、火災報知機 ・指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら ・郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所及び路上変電塔 ・送電塔、送受信塔及び照明塔 ・煙突、ガスタンク、水道タンク等 ・景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
はり紙、はり札等、 広告旗又は立看板 等の表示(設置) を禁止する物件	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹、路傍樹 ・里程標、道路上のさく及び駒止 ・銅像、神仏像、記念碑等
広告物の表示を 禁止する物件	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、街灯柱等 ・消火栓標識 ・バス停留所の上屋



禁止物件の例
(電柱・街路樹・道路上のさく)



このほか、次に掲げる広告物等は、表示(設置)してはならないことになっています。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

4

規制地域と基準

規制地域の区分

広告物等は、地域の区分ごとに定められた基準に適合したものでなければ、表示（設置）することができません*1。また、広告物等を表示（設置）する場合は原則*2、市長の許可を取る必要があります。

*1.適用除外は P34-P35

*2.P3 の禁止地域は除く
適用除外は P34-P35

区 分	用 途 地 域 等	基 準
第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域（第2種地域、第3種地域、片浦海岸特定地域を除く） 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 酒匂川沿岸指定区域 （酒匂川の両外側沿岸150m以内の区域）	P10
第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> 第一種住居地域（第4種地域を除く） 市街化調整区域のうち、次の道路端から30m以内の区域 県道72号松田国府津線、県道709号中井羽根尾線、県道711号小田原松田線（県道717号穴部国府津線より南側の区間に限る。）、県道714号栢山停車場曾我線、県道715号栢山停車場塚原線、県道720号怒田開成小田原線、県道740号小田原湯河原線及び市道0092（第3種地域を除く。） 県道717号穴部国府津線の沿道に定められた準住居地域（景観計画重点区域を除く） 酒匂川沿岸指定区域 （酒匂川の両外側沿岸150m以内の区域）	P11
第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第4種地域を除く） 市街化調整区域のうち、国道255号の路端から30m以内の区域 小田原都市計画地区計画の中里地区地区計画の区域（B地区に限る。） 酒匂川沿岸指定区域 （酒匂川の両外側沿岸150m以内の区域）	P12 -P13
第4種地域	<ul style="list-style-type: none"> 第二種住居地域 準住居地域（第2種地域を除く） 近隣商業地域 第一種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち、次の道路端から30m以内の区域 国道1号（西湘バイパスを除く。）、国道135号、県道72号松田国府津線、県道74号小田原山北線（税務署前交差点の中心から川端交差点の中心までの区間及び上多古交差点より北側の区間に限る。）、県道709号中井羽根尾線、県道711号小田原松田線（県道717号穴部国府津線より南側の区間に限る。）、県道715号栢山停車場塚原線、県道717号穴部国府津線（第二森戸橋交差点の中心から富士見橋交差点の中心までの区間に限る。）、県道717号沼田国府津線（酒匂川より西側の区間に限る。）、県道719号鴨ノ宮停車場線及び県道720号怒田開成小田原線 酒匂川沿岸指定区域 （酒匂川の両外側沿岸150m以内の区域）	P14 -P15
第5種地域	<ul style="list-style-type: none"> 商業地域（第3種地域を除く） 小田原駅東口指定区域*3	P16 -P17
片浦海岸特定地域	<ul style="list-style-type: none"> 国道135号の路端から50メートル以内の区域（市街化調整区域に限る。） 	P18 -P19

*3. 区域図は P17

景観計画重点区域

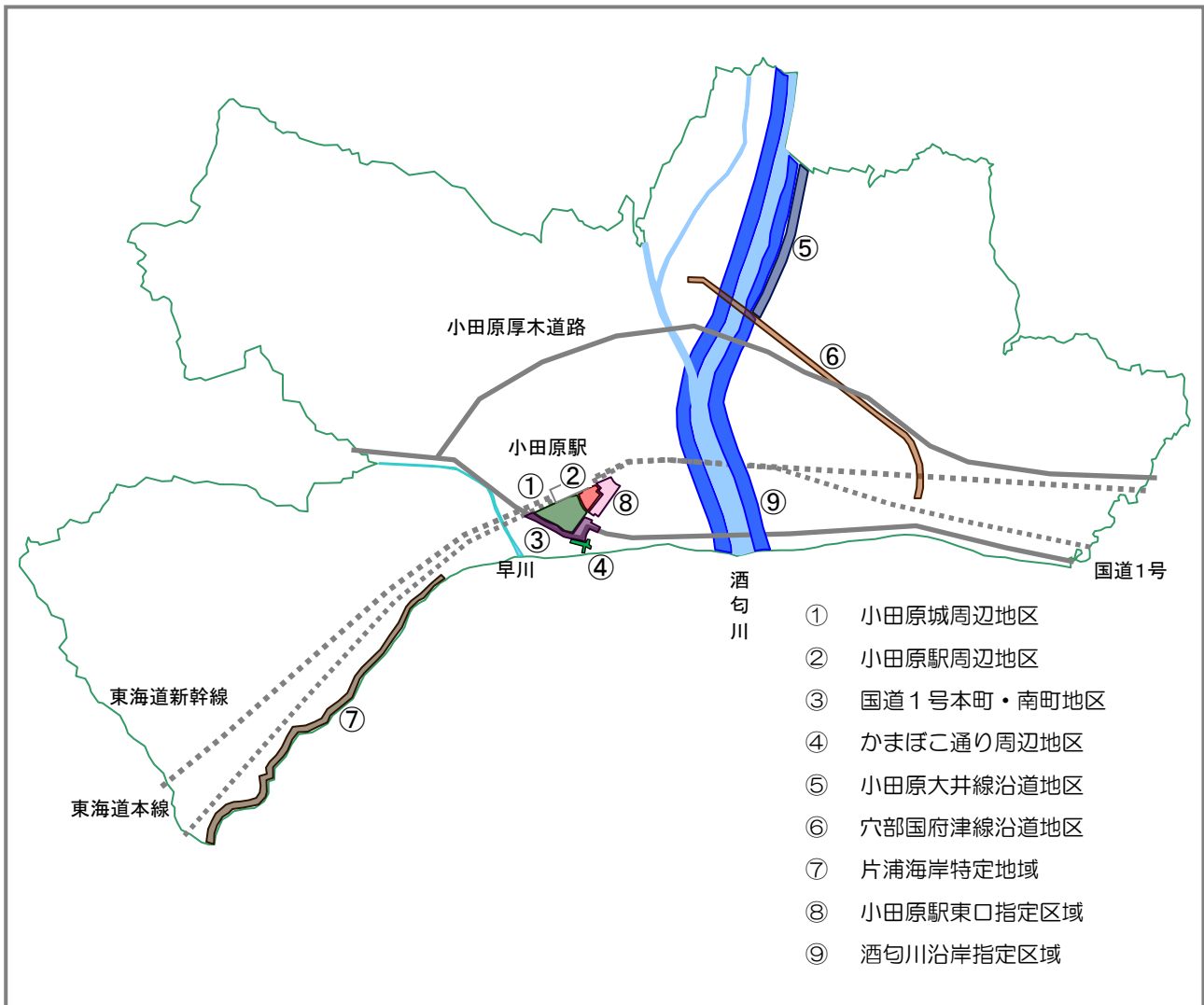
景観計画に基づき、許可を要する広告物及び基準等を地区ごとに設定します。

区 分	区 域	基準
小田原城周辺地区	「景観計画重点区域図：小田原城周辺地区」(P6)を参照	P20 -P21
小田原駅周辺地区	「景観計画重点区域図：小田原駅周辺地区」(P6)を参照	P22 -P23
国道1号本町・南町地区	「景観計画重点区域図：国道1号本町・南町地区」(P6)を参照	P24 -P25
かまぼこ通り周辺地区	「景観計画重点区域図：かまぼこ通り周辺地区」(P6)を参照	P26 -P27
小田原大井線沿道地区	「景観計画重点区域図：小田原大井線沿道地区」(P7)を参照	P28 -P29
穴部国府津線沿道地区	「景観計画重点区域図：穴部国府津線沿道地区」(P8-9)を参照	P30 -P31

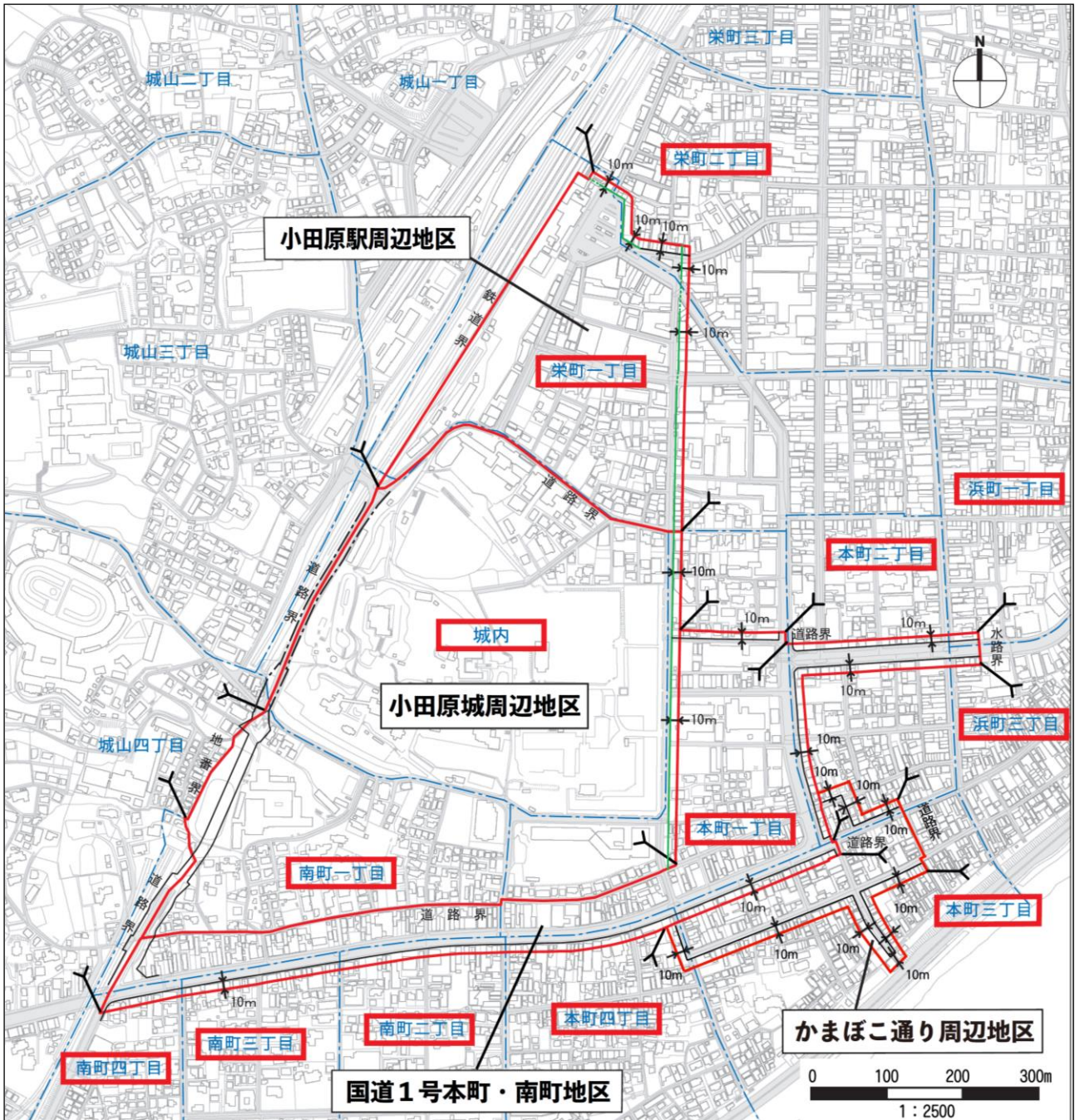
*1.⑧、⑨の区域については、各規制地域の基準に加え、一部の広告物に色彩の基準あり

色彩基準のある区域等

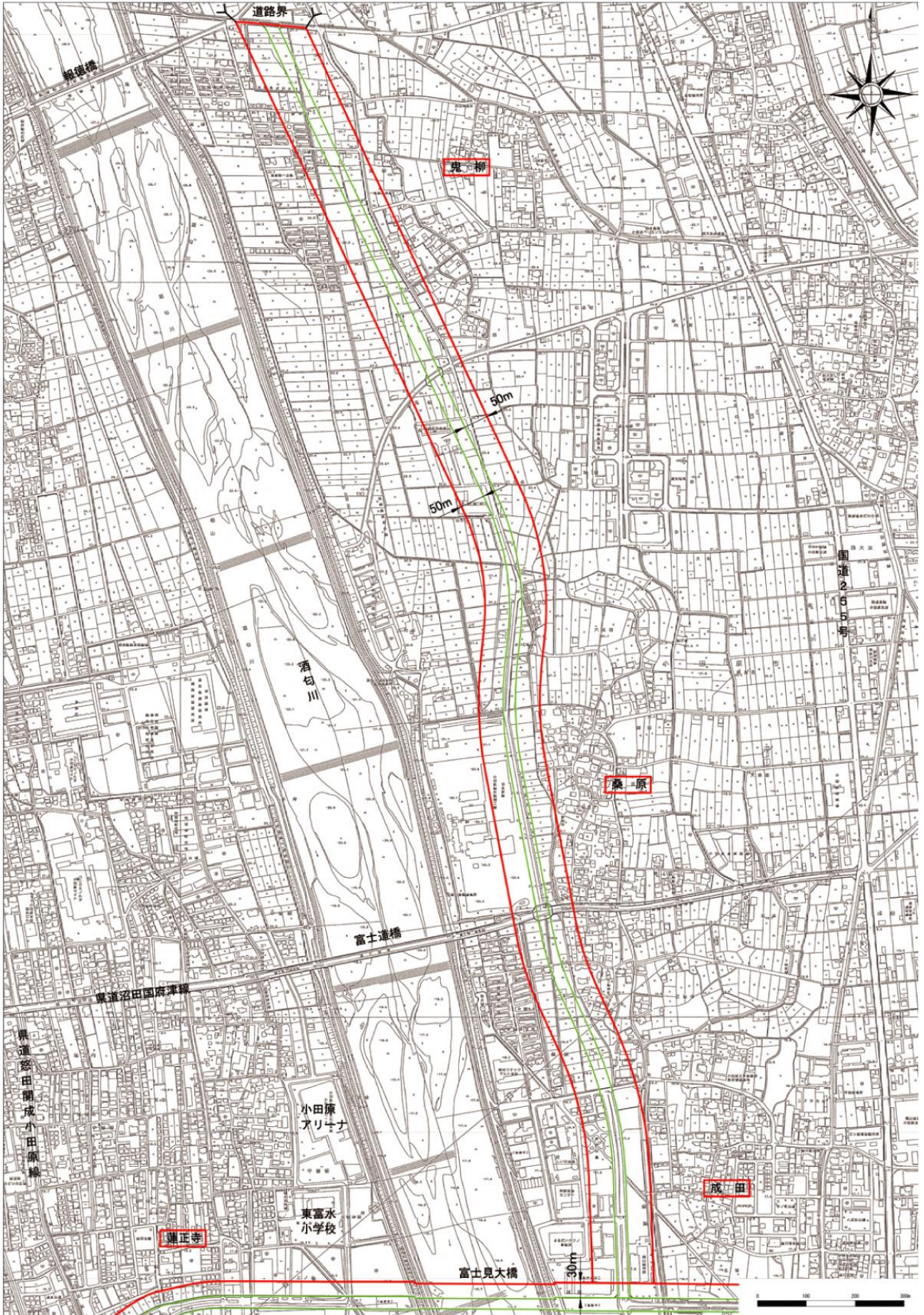
下記の9つの地域等には、位置、大きさの基準に加え色彩の基準があります*1。
そのほか、地区計画により形態及び意匠の制限がある地区があります。



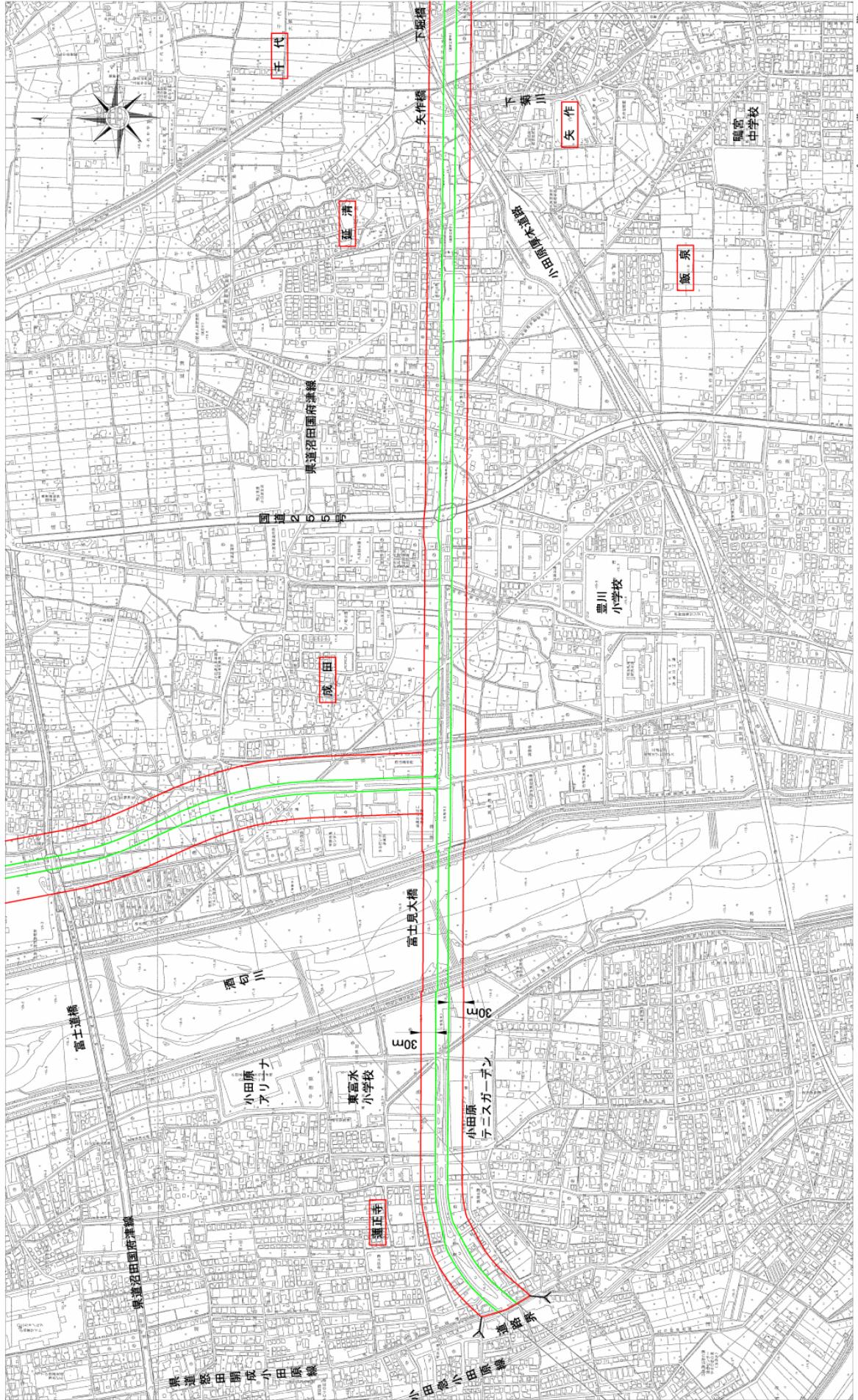
- 景観計画重点区域図：小田原城周辺地区
 ：小田原駅周辺地区
 ：国道1号本町・南町地区
 ：かまぼこ通り周辺地区



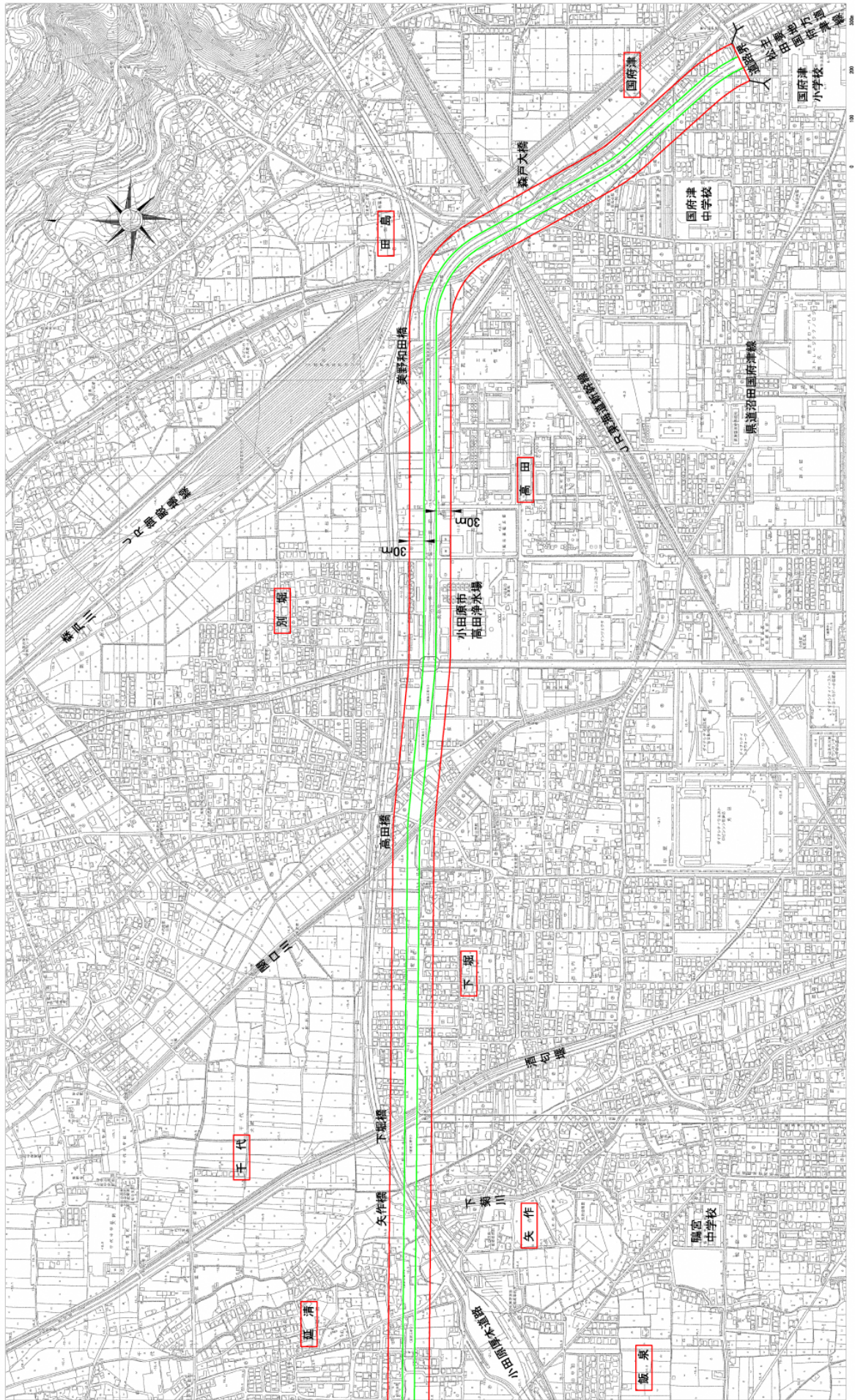
景観計画重点区域図：小田原大井線沿道地区



景観計画重点区域図：穴部国府津線沿道地区（1／2）



景観計画重点区域図：穴部国府津線沿道地区（2/2）

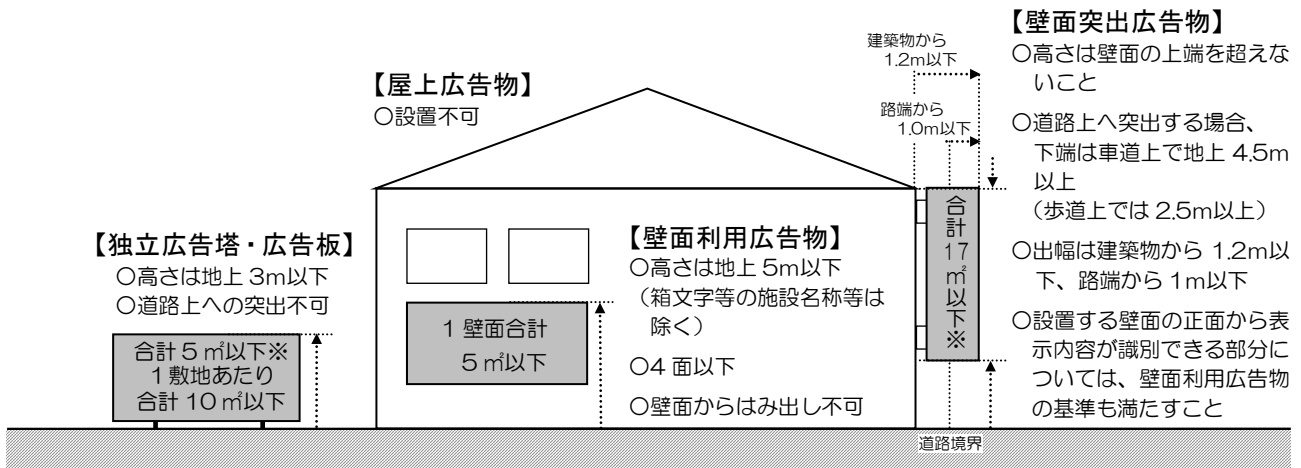


地域・地区ごとの基準

<h1 style="font-size: 48px; margin: 0;">第 1 種地域</h1>	考 え 方
	良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域。 広告物の表示を抑制する。
	記 載 箇 所
	小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則（以下「規則」という。）第4条及び第19条 ※詳細や用語については規則による。

*. 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
 許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



※両面の場合、裏表の合計 ○東海道新幹線又は小田原厚木道路の両外側 500m 以内の市街化調整区域は、自家用広告物又は特定案内広告物（P32 参照）に限る

【工作物利用広告物】

- 面積 5 m²以下
- 高さは地上 3m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2 m²以下※
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積は 5 m²以下

照明 ネオン照明、点滅照明又は動光は不可。

色彩 緑城山地区は、上記の基準に加え地区計画による形態又は意匠の制限を満たすこと。
 酒匂川沿岸指定区域内の下記の対象物件は、上記の基準に加え以下の色彩基準を満たすこと。

指定区域	対象となる物件
酒匂川両岸 50m 以内	酒匂川に向けて表示する高さ地上 5m 超のもの
酒匂川両岸 150m 以内	屋上広告物（当該地域は屋上広告物設置不可のため、対象物件はなし）

一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10R	5 以下とする
0.1YR~5Y	6 以下とする
5.1Y~10G, 0.1PB~10RP	4 以下とする
0.1BG~10B	3 以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で下記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
 （屋上広告物に限り写真及び絵画の使用不可）

第2種地域

考え方

住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域。
落ち着いたある景観を形成するために、過剰な広告物の表示を抑制する。

記載箇所

規則第5条及び第19条
※詳細や用語については規則による。

※ 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準

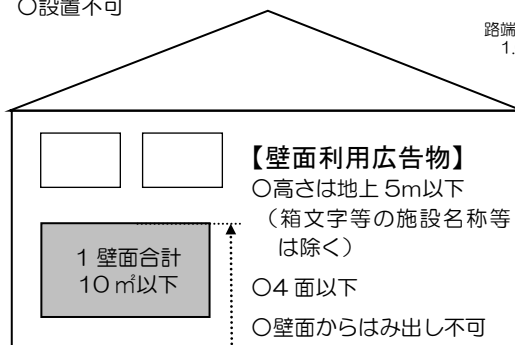
【独立広告塔・広告板】

- 高さは地上 5m以下
- 道路上に突出する場合、出幅は路端から 1m以下、突出部分の下端は車道上で地上 4.5m以上（歩道上では 2.5m以上）

合計 15㎡以下※
1敷地あたり
合計 20㎡以下

【屋上広告物】

- 設置不可



【壁面利用広告物】

- 高さは地上 5m以下（箱文字等の施設名称等は除く）
- 4面以下
- 壁面からはみ出し不可

【壁面突出広告物】

- 高さは壁面の上端を超えないこと
- 道路上へ突出する場合、下端は車道上で地上 4.5m以上（歩道上では 2.5m以上）
- 出幅は建築物から 1.2m以下、路端から 1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

※両面の場合、裏表の合計 ○東海道新幹線又は小田原厚木道路の面外側 500m 以内の市街化調整区域は、家用用広告物又は特定案内広告物（P32 参照）に限る

【工作物利用広告物】

- 面積 10㎡以下
- 高さは地上 5m以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2㎡以下※
- 高さは地上 3m以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ 5㎡以下

照明 ネオン照明（文字の部分を除く※）、点滅照明又は動光は不可。
※立看板は、文字の部分においてもネオン照明の使用は不可。

色彩 酒匂川沿岸指定区域内の下記の対象物件は、上記の基準に加え以下の色彩基準を満たすこと。

指定区域	対象となる物件
酒匂川両岸 50m 以内	酒匂川に向けて表示する高さ地上 5m 超のもの
酒匂川両岸 150m 以内	屋上広告物（当該地域は屋上広告物設置不可のため、対象物件はなし）

一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色相	地色の彩度
0.1R~10R	5以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
5.1Y~10G, 0.1PB~10RP	4以下とする
0.1BG~10B	3以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で下記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす（屋上広告物に限り写真及び絵画の使用不可）

第3種地域

考え方

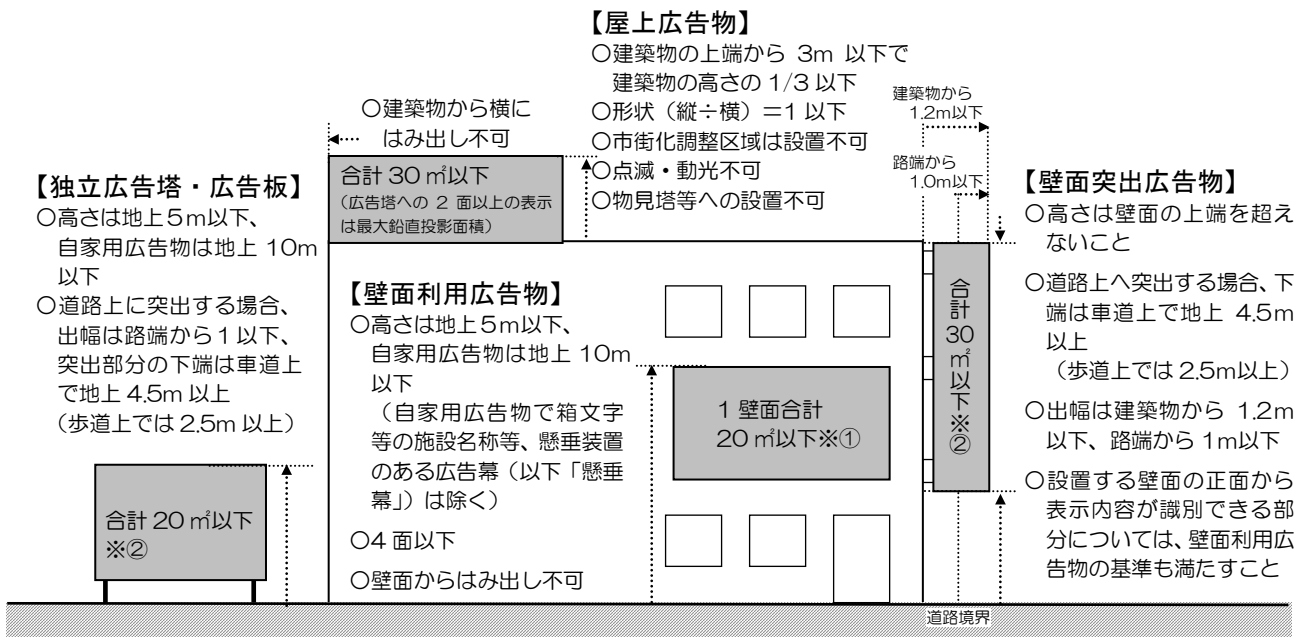
工業系又は物流・沿道サービス施設の土地利用が行われる地域。
一定の広告需要を踏まえつつ、秩序ある景観形成を図るために、広告物の形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。

記載箇所

規則第6条及び第19条
※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



※②両面の場合は、裏表の合計 ※①自家用広告物は、表示面積の合計を設置者ごとに適用

○東海道新幹線又は小田原厚木道路の両外側500m以内の市街化調整区域は、自家用広告物又は特定案内広告物(P32参照)に限る

○小田原漁港地区地区整備計画区域は、自家用広告物又は特定案内広告物(P32参照)に限る

【工作物利用広告物】

- 面積 20㎡以下
- 高さは地上5m以下、
自家用広告物は地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は2㎡以下※②
- 高さは地上3m以下
- 広告旗の敷地内の合計面積は、
接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、
1の前面道路あたり5㎡以下

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は2m以下
(合計の幅は1壁面の幅の1/2以下)
- 一の壁面の面積1,000㎡超、かつ延床面積10,000㎡超の商業施設に表示する懸垂幕は、
表示する壁面の面積の1/10から
当該壁面の他の壁面利用広告物の面積の合計を減じた範囲内で
表示することができる
- 高さは壁面上端を超えないこと

LED ディ스플레이 面積は5㎡以下、上端の地盤面からの高さは5m以下、道路上に突出不可。

照明 酒匂川沿岸指定区域内は点滅照明又は動光は不可。

色彩 酒匂川沿岸指定区域内の下記の対象物件は、上記の基準に加え以下の色彩基準を満たすこと。

指定区域	対象となる物件
酒匂川両岸 50m 以内	酒匂川に向けて表示する高さ地上 5m 超のもの
酒匂川両岸 150m 以内	屋上広告物

一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色相	地色の彩度	
0.1R~10R	5以下とする	• 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による • 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内 • 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす (屋上広告物に限り写真及び絵画の使用不可)
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする	
0.1BG~10B	3以下とする	

第4種地域

考え方

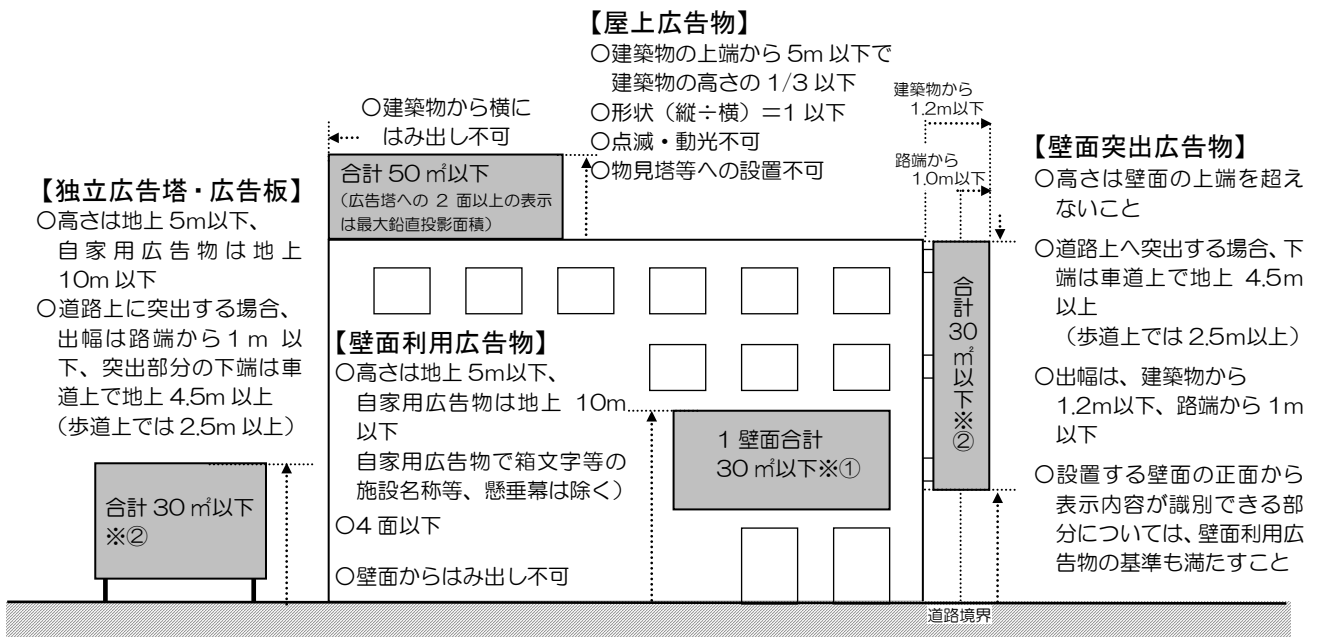
地区の商業中心地域又は国道等の沿道で商業施設等が連続して立地する地域。ある程度の広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、広告物の形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。

記載箇所

規則第7条及び第19条
※詳細や用語については規則による。

*. 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等についてはP34-35参照

位置・大きさ等の基準



※②両面の場合は、裏表の合計

※①自家用広告物は、表示面積の合計を設置者ごとに適用

○小田原漁港地区地区整備計画区域は、自家用広告物又は特定案内広告物(P32参照)に限る

【工作物利用広告物】

- 面積30㎡以下
- 高さは地上5m以下、
自家用広告物は地上10m以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は2㎡以下※②
- 高さは地上3m以下
- 広告旗の敷地内の合計面積は、
接道部20mごとに5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、
1の前面道路あたり5㎡以下

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は2m以下
(合計の幅は1壁面の幅の1/2以下)
- 一の壁面の面積1,000㎡超、かつ延床面積10,000㎡超の商業施設に表示する懸垂幕は、
表示する壁面の面積の1/10から当該壁面の他の壁面広告物の面積の合計を減じた範囲内で表示することができる
- 高さは壁面の上端を超えないこと

LED ディスプレイ 面積は5㎡以下、上端の地盤面からの高さは5m以下、道路上に突出不可。

照明 酒匂川沿岸指定区域内は点滅照明又は動光は不可。

色彩 酒匂川沿岸指定区域内の下記の対象物件は、上記の基準に加え以下の色彩基準を満たすこと。

指定区域	対象となる物件
酒匂川両岸 50m 以内	酒匂川に向けて表示する高さ地上 5m 超のもの
酒匂川両岸 150m 以内	屋上広告物

一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色相	地色の彩度	
0.1R~10R	5以下とする	• 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による • 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内 • 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす (屋上広告物に限り写真及び絵画の使用不可)
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする	
0.1BG~10B	3以下とする	

第5種地域

考え方

市の中心的な商業・業務地で、多様な土地利用が行われる地域。
高い広告需要を踏まえ、景観への影響が大きい広告物を中心に、形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。

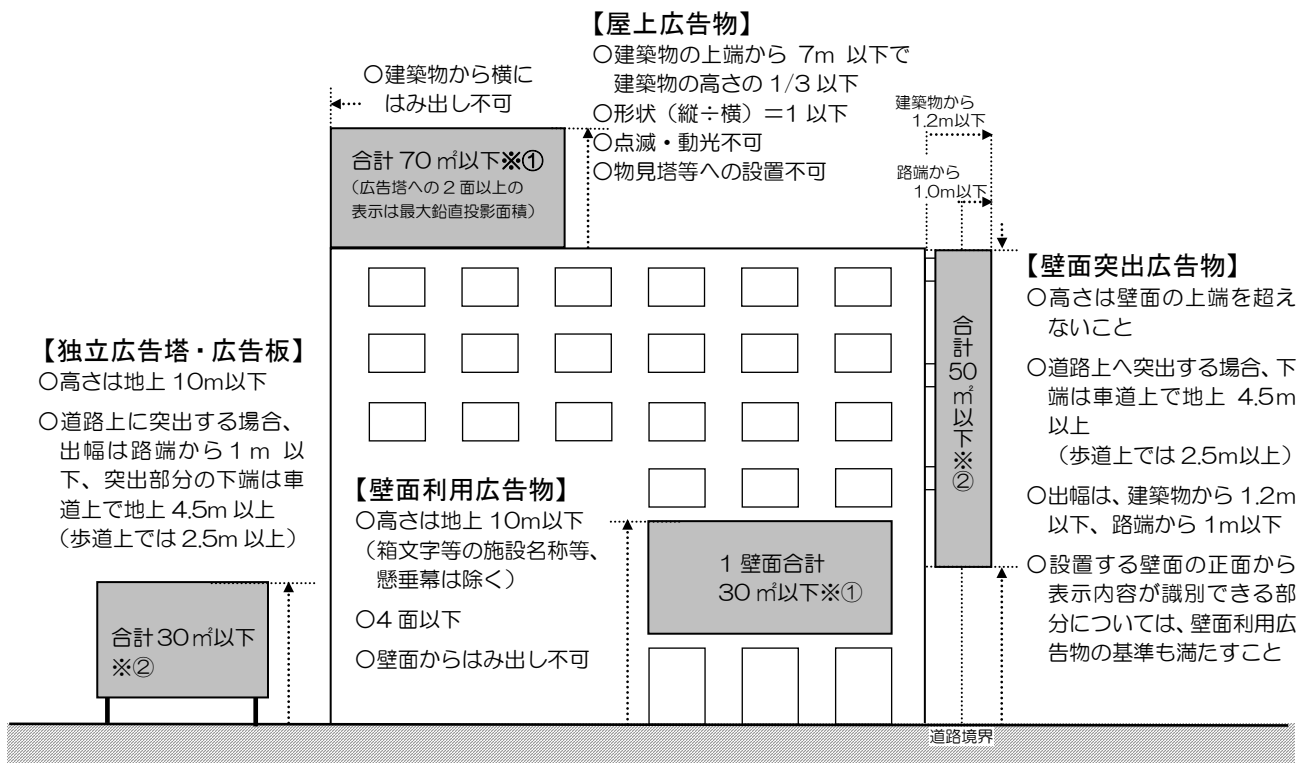
記載箇所

規則第8条

※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



※②両面の場合は、裏表の合計

※①自家用広告物は、表示面積の合計を設置者ごとに適用

【工作物利用広告物】

- 面積 30㎡以下
- 高さは地上 10m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2㎡以下 ※②
- 高さは地上 3m 以下
- 広告旗の敷地内の合計面積は、接道部 20m ごとに 5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、1 の前面道路あたり 5㎡以下

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は 2m 以下（合計の幅は 1 壁面の幅の 1/2 以下）
- 一の壁面の面積 1,000㎡超、かつ延床面積 10,000㎡超の商業施設に表示する懸垂幕は、表示する壁面の面積の 1/10 から当該壁面の他の壁面広告物の面積の合計を減じた範囲内で表示することができる
- 高さは壁面の上端を超えないこと

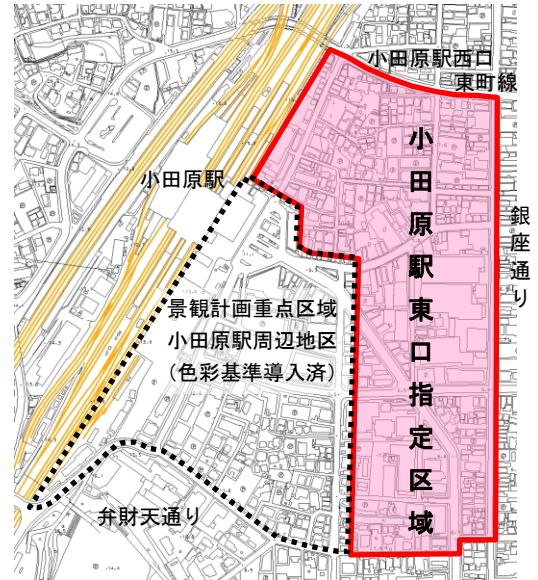
LED ディスプレイ 面積は 5 m²以下、上端の地盤面からの高さは 5m 以下、道路上に突出不可。

色彩 小田原駅東口指定区域の屋上広告物は、上記基準に加え以下の色彩基準を満たすこと。

一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10Y	8以下とする
0.1GY~10G、0.1PB~10RP	6以下とする
0.1BG~10B	5以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で上記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- 写真及び絵画の使用不可



片 浦海岸 特定地域

考え方

豊かな自然環境の中に国道の沿道サービス施設等が群として数箇所に立地する地域であり、自家用広告物等の表示に限定するとともに、自然と調和する表示を誘導します。

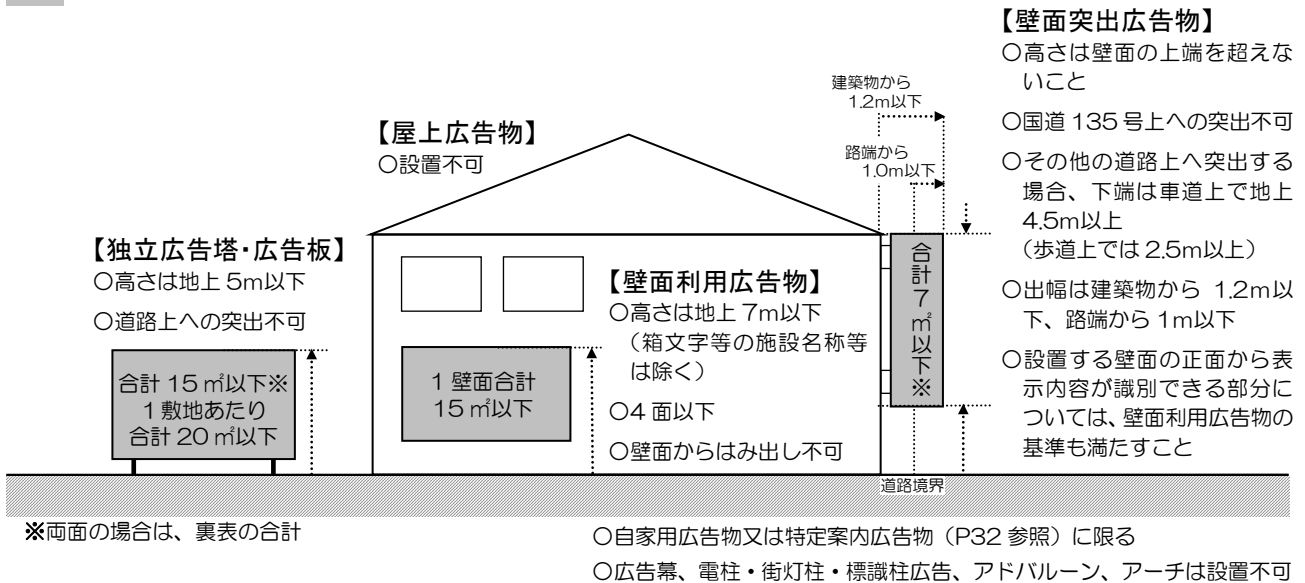
記載箇所

規則第9条

※詳細や用語については規則による。

*. 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



【工作物利用広告物】

- 面積 15 m²以下
- 高さは地上 5m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2 m²以下※
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積は、それぞれ 5 m²以下

照明 ネオン照明、点滅照明又は動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の明度	地色の彩度
0.1R~10R	4超の場合	5以下とする
	4以下の場合	8以下とする
0.1YR~5Y	4超の場合	6以下とする
	4以下の場合	8以下とする
5.1Y~10G、 0.1PB~10RP	4超の場合	4以下とする
	4以下の場合	6以下とする
0.1BG~10B	4超の場合	3以下とする
	4以下の場合	5以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	彩 度
0.1R~10R	4以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
上記以外の色相	2以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による

制限の方針（景観計画から）

小田原城及び城址を引き立たせ、落ち着いたある景観の形成を図るため、小田原城址内での屋外広告物の表示を原則禁止するとともに、城址に面する区域では、表示面積を必要最小限度に留め、形状や掲出位置に関して適切な基準を設ける。とりわけ色彩については、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いる。

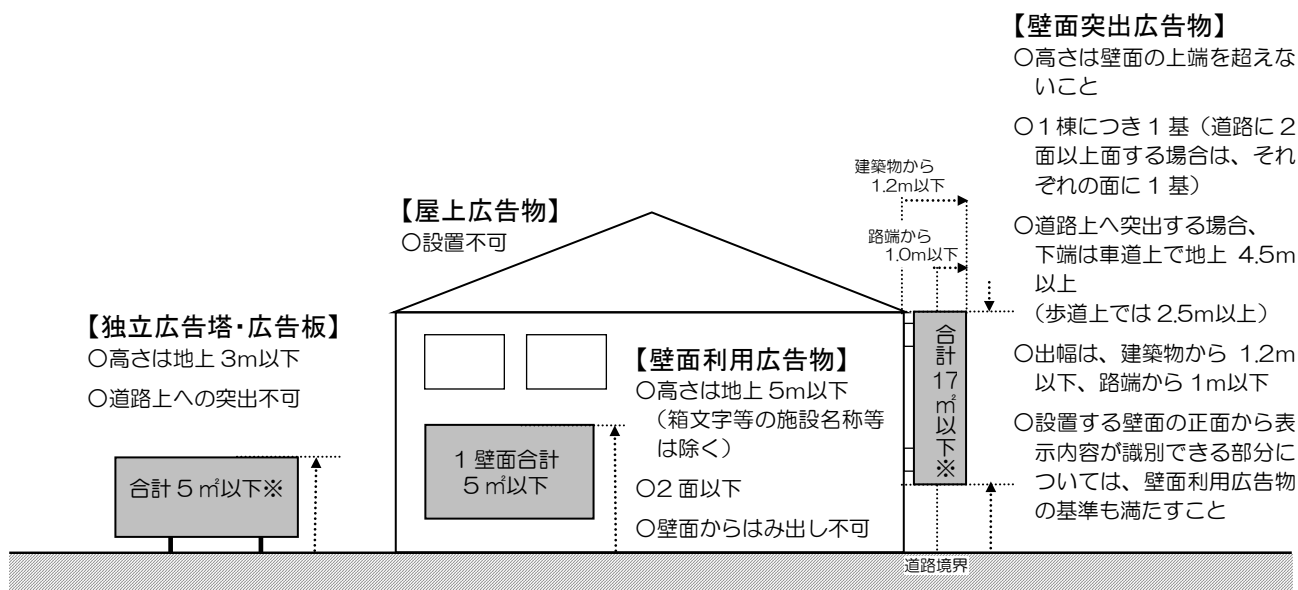
記載箇所

規則第11条

※詳細や用語については規則による。

*、許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



※両面の場合は、裏表の合計

○自家用広告物又は特定案内広告物（P32 参照）に限る

○アドバルーン、アーチ、アーケードは設置不可

【工作物利用広告物】

- 面積 5 m²以下
- 高さは地上 3m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2 m²以下※
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積は 5 m²以下

照明 ネオン照明、点滅照明又は動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10R	5以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする
0.1BG~10B	3以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	明 度	彩 度
0.1YR~5Y	8.5以上の場合	2以下とする
	8.5未満の場合	4以下とする
上記以外の色相	全 域	0.5以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による

一 景観計画重点区域一
**小田原駅
周辺地区**

制限の方針（景観計画から）

風格とにぎわいがある景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い区域では、その表示・掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

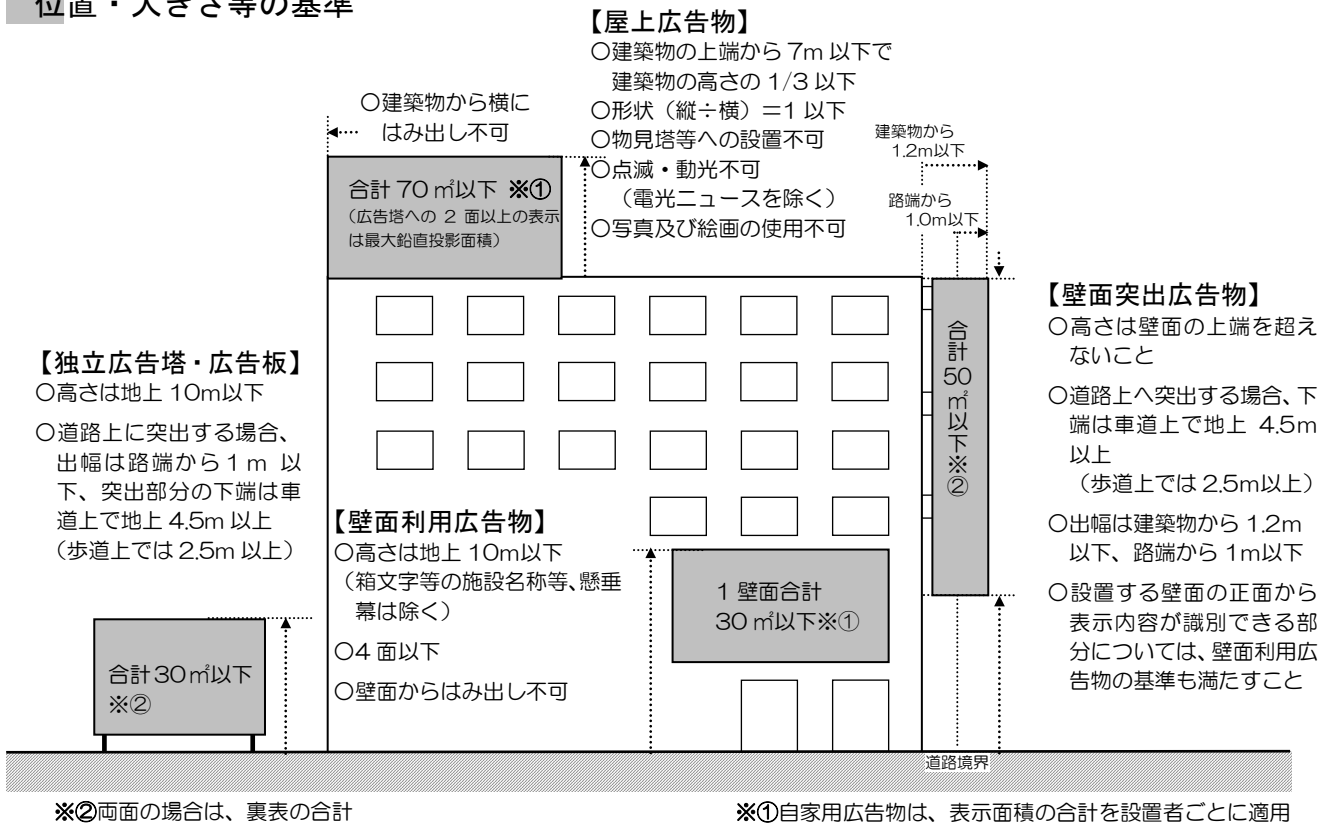
記載箇所

規則第12条

※詳細や用語については規則による。

*、許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等についてはP34-35参照

位置・大きさ等の基準



【工作物利用広告物】

- 面積 30㎡以下
- 高さは地上 10m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2㎡以下 ※②
- 高さは地上 3m 以下
- 広告旗の敷地内の合計面積は、接道部 20m ごとに 5㎡以下
- 立看板の敷地内の合計面積は、1 の前面道路あたり 5㎡以下

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は 2m 以下（合計の幅は 1 壁面の幅の 1/2 以下）
- 一の壁面の面積 1,000㎡超、かつ延床面積 10,000㎡超の商業施設に表示する懸垂幕は、表示する壁面の面積の 1/10 から当該壁面の他の壁面広告物の面積の合計を減じた範囲内で表示することができる
- 高さは壁面の上端を超えないこと

照明 激しい点滅は不可。

LED ディスプレイ 面積は 5 m²以下、上端の地盤面からの高さは 5m 以下、道路上に突出不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10Y	8以下とする
0.1GY~10G、0.1PB~10RP	6以下とする
0.1BG~10B	5以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

懸垂装置のある広告幕の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10R、0.1RP~10RP	4以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
5.1Y~10P	2以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	彩 度
0.1YR~5Y	6以下とする
上記以外の色相	0.5 以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による

制限の方針（景観計画から）

城下町、宿場町、商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

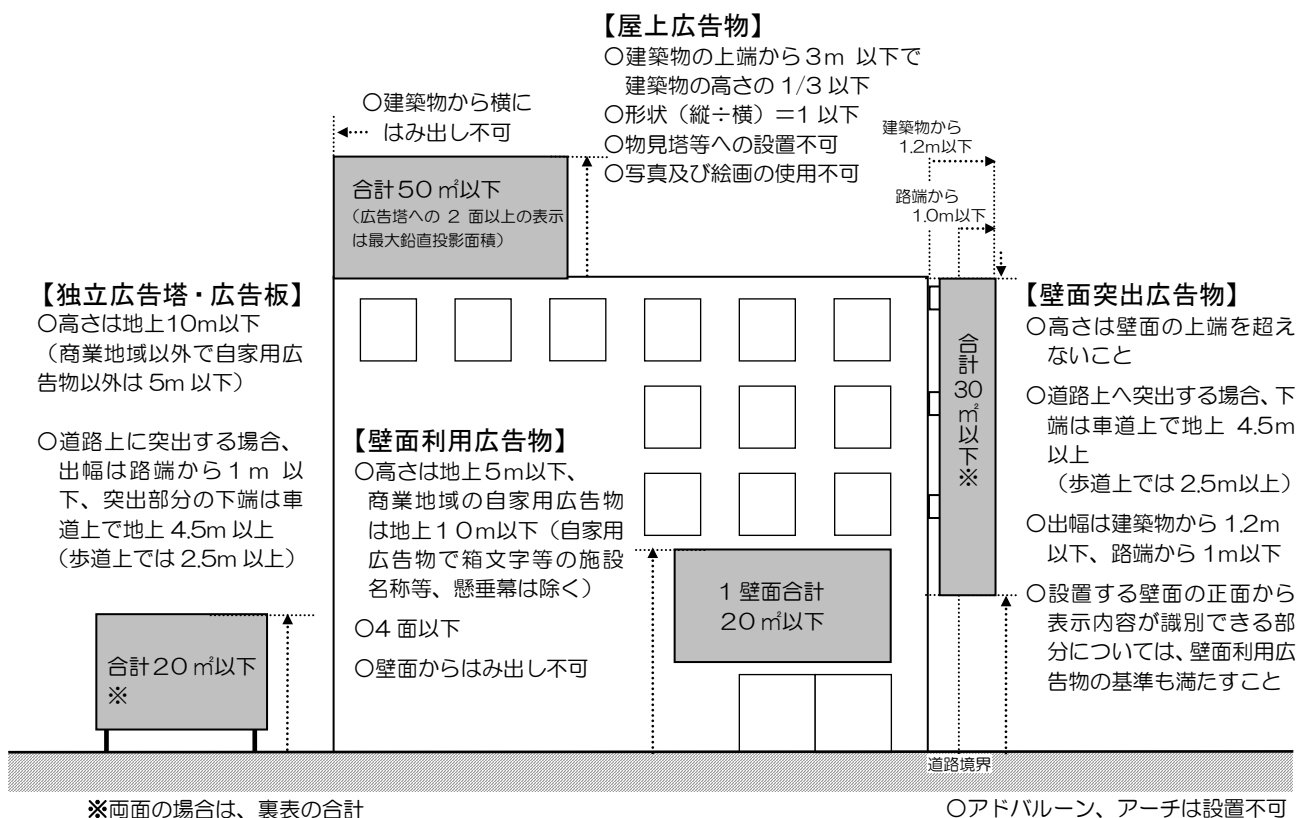
記載箇所

規則第13条

※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
 許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



【工作物利用広告物】

- 面積20㎡以下
- 高さは地上10m以下
 （商業地域以外で自家用広告物以外は5m以下）
- 工作物からはみ出し不可

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は2m以下
 （合計の幅は1壁面の幅の1/2以下）
- 高さは壁面の上端を超えないこと

【広告旗・立看板】

- 面積は2㎡以下※
- 高さは地上3m以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ、1の前面道路あたり5㎡以下

照明 ネオン照明（文字の部分を除く）、点滅照明又は動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度	
0.1R~10R	5以下とする	<ul style="list-style-type: none"> • 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による • 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内 • 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす • 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする	
0.1BG~10B	3以下とする	

懸垂装置のある広告幕の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度	
0.1R~10R、0.1RP~10RP	4以下とする	<ul style="list-style-type: none"> • 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による • 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内 • 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10P	2以下とする	

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	彩 度	
0.1YR~5Y	4以下とする	<ul style="list-style-type: none"> • 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
上記以外の色相	1以下とする	

制限の方針（景観計画から）

小田原宿やなりわいの文化や風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いたり、和風の仕様等を用いたりするとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

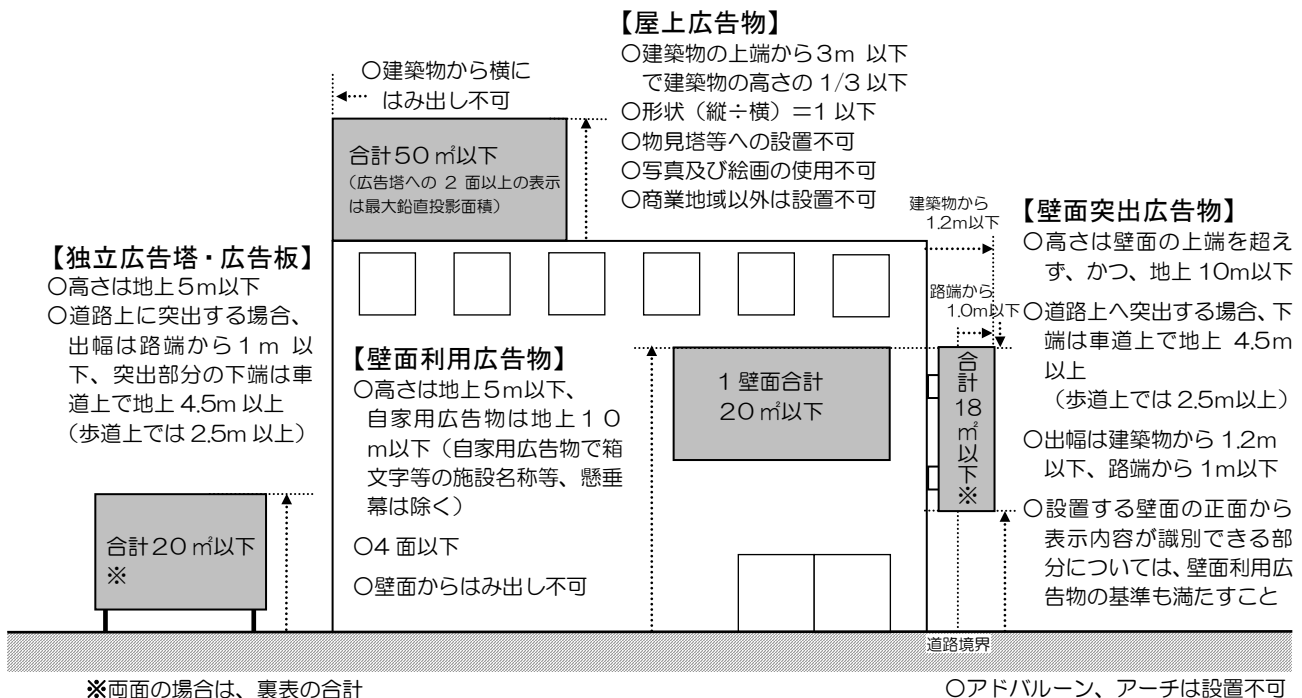
記載箇所

規則第16条

※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準



【工作物利用広告物】

- 面積20㎡以下
- 高さは地上5m以下
- 工作物からはみ出し不可

【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は2m以下（合計の幅は1壁面の幅の1/2以下）
- 高さは壁面の上端を超えないこと

【広告旗・立看板】

- 面積は2㎡以下※
- 高さは地上3m以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ、1の前面道路あたり5㎡以下

照明 ネオン照明（文字の部分を除く）、点滅照明又は動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度	
0.1R~10R	5以下とする	<ul style="list-style-type: none">• 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による• 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内• 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす• 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする	
0.1BG~10B	3以下とする	

懸垂装置のある広告幕の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度	
0.1R~10R、0.1RP~10RP	4以下とする	<ul style="list-style-type: none">• 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による• 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内• 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
0.1YR~5Y	6以下とする	
5.1Y~10P	2以下とする	

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	彩 度	
0.1YR~5Y	4以下とする	<ul style="list-style-type: none">• 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
上記以外の色相	1以下とする	

制限の方針（景観計画から）

小田原大井線からの富士山・箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観を保全し、また、沿道の自然環境に配慮した通り景観を形成するため、屋外広告物の表示を最小限に留めるとともに、自然と調和する落ち着いた色彩を用いるものとする。

記載箇所

規則第14条及び第19条
※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準

【独立広告塔・広告板】

- 高さは地上 3m以下
- 小田原大井線上への突出不可
- その他の道路上に突出する場合、出幅は路端から 1m 以下、突出部分の下端は地上 2.5m 以上（車道上への突出不可）

合計 5m以下※②
1敷地あたり
合計 10m以下

【屋上広告物】

- 設置不可

【壁面利用広告物】
○高さは地上 5m以下
（箱文字等の施設名称等は除く）
○4面以下
○壁面からはみ出し不可

1 壁面合計
5m以下※①

【壁面突出広告物】

- 高さは壁面の上端を超えないこと
- 小田原大井線上への突出不可
- その他の道路上へ突出する場合、下端は車道上で地上 4.5m以上（歩道上では 2.5m以上）
- 出幅は建築物から 1.2m以下、路端から 1m以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

建築物から
1.2m以下
路端から
1.0m以下

合計 7m以下※②

道路境界

※②両面の場合は、裏表の合計

*①工業専用地域内の建築物に表示する箱文字等による施設名称等は 20m以下
○自家用広告物に限る（市街化区域内は、自家用広告物又は特定案内広告物（P32参照）に限る）
○広告旗、広告幕、アドバルーン、アーチ、電柱・街灯柱・標識柱広告、バス停上屋広告、アーケード広告は設置不可

【工作物利用広告物】

- 面積 5 m²以下
- 高さは地上 3m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【立看板】

- 面積は 2 m²以下※②
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積は 5 m²以下

照明 ネオン照明、点滅照明及び動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10R	5以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
5.1Y~10G、0.1PB~10RP	4以下とする
0.1BG~10B	3以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	明 度	彩 度
0.1YR~5Y	7.5 以上の場合	2以下とする
	7.5 未満の場合	4以下とする
上記以外の色相	全 域	2以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による

制限の方針（景観計画から）

穴部国府津線からの富士山、箱根外輪山、曾我丘陵への良好な眺望を活かし、また、まちなみとして連続性が感じられる通り景観を形成するため、屋外広告物は、高い彩度の色彩の使用を避けるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

記載箇所

規則第 15 条及び第 19 条

※詳細や用語については規則による。

* 許可が不要な規模の広告物も、基準に適合させる必要あり
許可の適用除外となる広告物等については P34-35 参照

位置・大きさ等の基準

【独立広告塔・広告板】

- 高さは地上 5m 以下
- 穴部国府津線上への突出不可
- その他の道路上に突出する場合、出幅は路端から 1m 以下。突出部分の下端は車道上で地上 4.5m 以上（歩道上では 2.5m 以上）

合計 15㎡以下※
1 敷地あたり
合計 20㎡以下

【屋上広告物】

- 設置不可

【壁面利用広告物】

- 高さは地上 10m 以下（箱文字等の施設名称等は除く）
- 4面以下
- 壁面からはみ出し不可

1 壁面合計
20㎡以下

【壁面突出広告物】

- 高さは壁面の上端を超えないこと
- 穴部国府津線上への突出不可
- その他の道路上へ突出する場合、下端は車道上で地上 4.5m 以上（歩道上では 2.5m 以上）
- 出幅は建築物から 1.2m 以下、路端から 1m 以下
- 設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと

建築物から
1.2m 以下

路端から
1.0m 以下

合計 17
㎡以下※

道路境界

※両面の場合は、裏表の合計

○自家用広告物に限る（市街化区域内は、自家用広告物又は特定案内広告物（P32 参照）に限る）

○広告幕、アドバルーン、アーチ、アーケード広告は設置不可

【工作物利用広告物】

- 面積 15㎡以下
- 高さは地上 5m 以下
- 工作物からはみ出し不可

【広告旗・立看板】

- 面積は 2㎡以下※
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ、1 の前面道路あたり 5㎡以下

照明 ネオン照明（文字の部分を除く）、点滅照明及び動光は不可。

色彩 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	地色の彩度
0.1R~10Y	8以下とする
0.1GY~10G、0.1PB~10RP	6以下とする
0.1BG~10B	5以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- 写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする
- 酒匂川沿岸指定区域内は当該色彩及び表示方法の基準を適用する。

【独立広告塔・広告板】の掲出物件（支柱など）の色彩は、次の表のとおりとする。

色 相	彩 度
0.1YR~5Y	4以下とする
上記以外の色相	2以下とする

- 色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による

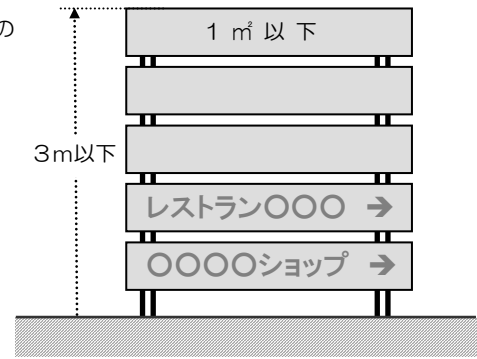
全ての地域・地区の基準

特定案内広告物

店舗から概ね 3km 以内に設置され、以下の基準を満たすもの

位置・大きさ等の基準

- 表示事項は店舗等の名称、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限度のもの
- 面積は 1㎡以下
- 高さは地上から 3m以下
- 道路上への突出不可
- 内照、ネオン、点滅、動光は不可
- 一の掲出物件に複数の表示板を設置する場合は 5 枚以内
- 同一店舗の広告物の相互距離は 500m 以上



色彩 以下の色彩基準を満たすこと

- ・色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- ・地色は 1 色とする。複数の表示板を設置する場合は同じ色とする

○片浦海岸特定地域以外

地及び文字の色相	明 度	彩 度
0.1R~10R	4 以下	5 以下
0.1YR~5Y	4 以下	6 以下
	8 以上	2 以下
5.1Y~10G 0.1PB~10RP	4 以下	4 以下
0.1BG~10B	4 以下	3 以下
N	4 以下又は 8 以上	—

○片浦海岸特定地域

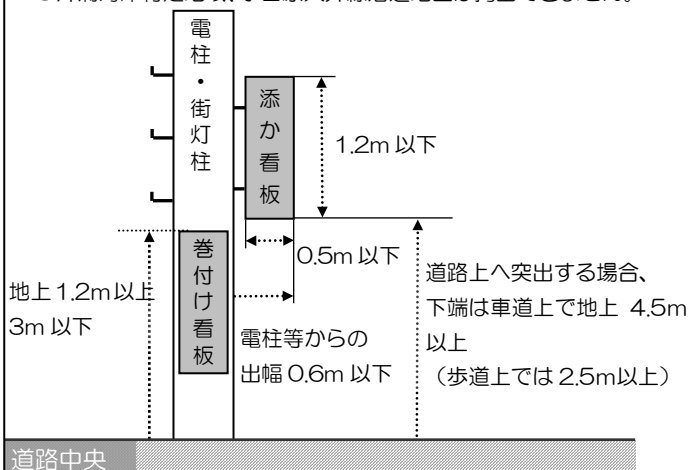
地の色相	明 度	彩 度
0.1YR~5Y	4 以下	2 以下

文字の色相	明 度	彩 度
0.1YR~5Y	8 以上	2 以下
N	8 以上	—

電柱及び街灯柱を利用するもの

位置・大きさ等の基準

- 巻付け、添か看板に限る（1 柱につき、各 1 枚以内）
※穴部国府津線沿道地区は巻付け看板に限る
- 信号機を設置している電柱への設置不可
- 添か看板は、原則として道路の中心線の反対側に向けて設置すること
- 片浦海岸特定地域、小田原大井線沿道地区は掲出できません。



色彩（景観計画重点区域内に限る）

- 一の広告物の地及び文字の色彩は、次の表のとおりとする

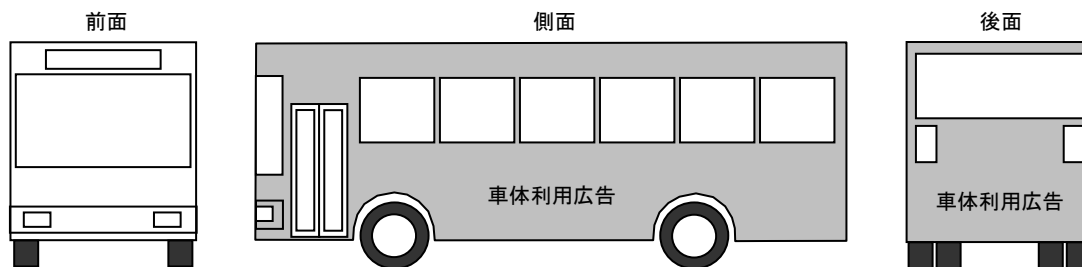
- ・色彩の基準は、日本産業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による

地の色相	明 度	彩 度
0.1YR~5Y	4 以下	6 以下
	8 以上	2 以下

文字の色相	明 度	彩 度
0.1R~10R	4 以下	5 以下
0.1YR~5Y	4 以下	6 以下
	8 以上	2 以下
5.1Y~10G 0.1PB~10RP	4 以下	4 以下
0.1BG~10B	4 以下	3 以下

電車、自動車等の外面を利用するもの

□表示面積の合計が後面にあっては0.6㎡、側面にあっては一面1.8㎡を超えるもの（ラッピングバス）

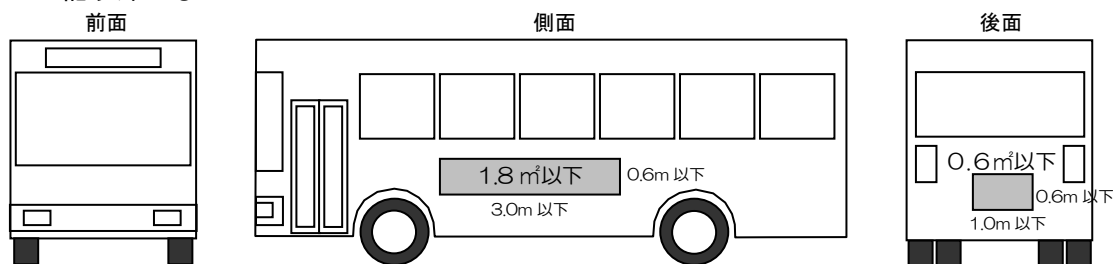


- 電車の表示面積の合計は車体各面の10分の1以下とし、屋根及び底面への表示は不可
- 自動車への表示は前面以外の外面とし、車体の窓から上部は広告物の地色1色とすること
- ガラス面の表示は不可
- 発光し、蛍光素材を使用し、反射効果のある広告物、映像装置の表示は不可
- 色彩は、下記色彩基準を適用する

色 相	地色の彩度
0.1R~10Y	8以下とする
0.1GY~10G、0.1PB~10RP	6以下とする
0.1BG~10B	5以下とする

- ・色彩の基準は、日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による
- ・地の部分で下記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告を表示する面の車体本体（ガラス面、表示灯を除く）の面積の3分の1以内。
- ・写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす。

□上記以外のもの



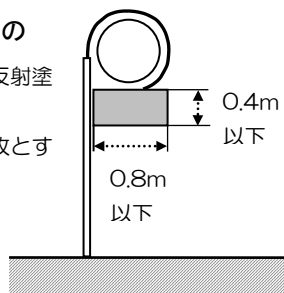
- 自動車への表示は前面以外の外面とし、後面は1個
- ガラス面の表示は不可
- 発光し、蛍光素材を使用し、反射効果のある広告物、映像装置の表示は不可

その他の広告物

※景観計画重点区域、片浦海岸特定地域、酒匂川沿岸指定区域においてはそれぞれの地域の色彩基準を満たすこと。

□標識柱を利用するもの

- 蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないこと
- 一の標識柱につき1枚とすること



□アーチ

- 下端は地上から4.5m以上とすること
- 特定の店名、商標の表示不可

□バス停上屋に設置するもの

- 2㎡以下とすること
- ネオン照明、点滅照明及び動光は不可

□はり紙、はり札

- 1枚2㎡以下で、連続表示禁止
- 容易に取り外せること

□アーケードに設置するもの

- 広告物は表示面積0.5㎡以下
- 歩道上の下端は地上2.5m以上とすること

□アドバルーン

- 気球は直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合の高度は地上45m以下とすること
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- 掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと

5

適用除外

条例の規制を受けない広告物等

* ●が規制を受けない項目

項	目	禁止地域 禁止物件	許可	基準
第4条関係	新たに禁止地域等となった地域等に適法に表示されていた広告物等への禁止地域等の適用となった日から5年間適用しない	● 禁止地域のみ	—	—
第8条関係	法令の規定により表示する広告物等	●	●	●
	公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙における選挙運動のために表示する広告物等	●	●	●
	工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で営利を目的としないもの	●	●	●
	冠婚葬祭、祭礼等の年中行事その他の社会の慣習上その表示がやむを得ない次の広告物等 <ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭又は祭礼等の年中行事のために一時的に表示する広告物等 寄附者の氏名又は名称、住所その他当該寄附者に関する事項を表示する広告物等 学校が一時的に表示する広告物等 海水浴場において更衣休憩所、食堂、売店等の当該海水浴場の利用者の利便に供する施設に表示する広告物等 市長が社会の慣習上その表示がやむを得ないと認める広告物等 	●	●	●
	講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物等	●	●	●
	電車又は自動車に表示される次の広告物 <ul style="list-style-type: none"> 電車又は自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの 使用の本拠の位置が市外にある自動車に表示される広告物で、その使用の本拠の位置において適用される都道府県又は市区町村の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの 	●	●	●
	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等	●	●	●
	公共的施設の配置を表示した案内板その他これに類する広告物等	●	●	●
	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等（その場所におけるこれに該当する広告物等の表示面積の合計が5㎡以下となる場合に限る）	●	—	—
	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等で表示面積が2㎡以下のもの	●	●	—

項 目		禁止地域 禁止物件	許可	基準	
第9条関係	公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体がその事業のために表示する広告物等	—	●	—	
	政治団体、労働組合等が表示（設置）するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等	—	●	—	
	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等で、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定めるもの				
	小田原城周辺地区及び小田原大井線沿道地区の区域	2㎡以下	—	●	—
	その他の市内全域	5㎡以下	—	●	—
	壁面広告物について、1の建築物につき1基 （地上からの高さが5m以下かつ面積10㎡以下） ※第2種地域、第3種地域、第4種地域、第5種地域に限る		—	●	—
特定案内広告物で表示面積が1㎡以下のもの （景観計画重点区域、片浦海岸特定地域並びに市街化調整区域のうち東海道新幹線及び小田原厚木道路の両外側500メートル以内の区域に設置されるものを除く）		—	●	—	

6

手続きの流れと必要書類・手数料

は申請者が行うもの

事前相談

適用される基準や申請書類、留意事項などの確認を含め、設置計画段階で、ご相談ください。

申請書類の提出

以下の書類を提出してください。【提出部数】 2部（正・副）

●必須書類

※提出するケース

書類名	説明
●申請書	—
●申請書別紙	物件の概要を記入するもの
●配置図	付近の状態と広告物の配置が把握できるもの
●立面図	広告物や建物の立面図に各種寸法を記入したもの
●構造図	素材・構造・固定状況などが把握できるもの
●表示面の図面（カラー）	広告物の表示内容がわかるもの
○色彩基準判定書	色彩基準に適合することを示すもの ※色彩基準のある地域等に設置する場合
○色彩サンプル	実際に使用するもの（製造会社、型番等を示したもの） ※色彩基準のある地域等に設置する場合
○既設広告物リスト	※同一種類の既設の広告物がある場合
●現況写真（カラー）	設置前の付近の状況がわかるもの
○土地所有者の承諾書	※他人の所有地等に設置する場合
○特定屋外広告物安全管理者に係る資格の写し	※屋上広告物又は独立広告物の高さが4mを超える場合
○生産緑地・農振農用地調査票	都市計画課・農政課で確認を受けてください。 ※店舗等の敷地以外に設置する場合
○返信用封筒	レターパック若しくは簡易書留料金（100g以内は460円、100gを超え150g以内は530円の切手を貼ったもの） ※許可書を郵送で受け取る場合

現地確認

納入通知書の発行

市から納入通知書を送付します。

申請手数料の納付

納入通知書に記載されている金融機関等で納付してください。（市窓口でも可）

審査

許可書・標識票の交付

工事が完了したら速やかに標識票を貼ってください。

工事の着手

出来形写真の提出

完了後の(現地)確認

広告物の管理

許可期間の満了

除却

許可期間の満了から10日以内に除却してください。

許可を受けた広告物に関する各種手続

事象	必要な手続（様式）
広告物の状態を変更する場合 ※位置、大きさ、表示内容等の変更	新規許可申請（様式第1号）
設置者等の氏名（住所）等を変更した場合	設置者等変更届（様式第2号）
許可期間満了前に撤去した場合	除却届（様式第6号）
許可満了後に継続して表示する場合 ※許可満了の1月前までに申請	継続許可申請（様式第1号）

屋外広告物許可申請手数料

広告物の種類	許可期間	単 位	手 数 料
壁面広告	3年以内	1基	2,400円*①
壁面突出広告			
屋上広告			
独立広告板・広告塔			
工作物利用広告			
バス停上屋広告			
アーケード広告			
アーチ	3年以内	1基	9,000円
自動車・電車広告	1年以内	1台	500円
電柱広告等	1年以内	1枚	50円
標識柱広告			
はり札			
立看板等（金属・木製）	1年以内	1基	100円
アドバルーン	1月以内	1基	1,500円
広告幕	1月以内	1張	200円
広告旗	1月以内	1基	100円
立看板等（紙・布製）			
はり紙	1月以内	100枚ごと	500円

*①5㎡を超えるときは、2,400円に5㎡までごとに2,400円を加算した額

7

広告物を表示する場合の義務・違反広告物への対応

広告物を表示する場合の義務

広告物等を表示する場合は、次の事項を遵守してください。

○氏名の変更等の届出（第14条）

許可を受けた方は、申請者又は管理者等に変更が生じた場合は、30日以内に届け出てください。

○許可の表示（第15条）

許可を受けた方は、許可時に交付される証票を広告物に貼り付けてください。

○管理義務（第16条）

広告物の設置者又は管理者は、広告物を良好な状態で管理しなければなりません。

○特定屋外広告物安全管理者（第17条）

高さが4mを超える屋上広告や独立広告の設置者は、県知事が行う講習会の課程を修了した者等を特定屋外広告物安全管理者として置かなければなりません。

○維持管理の状況報告（第18条）

許可を受けた者若しくは管理者は、広告物等の維持管理状況を許可の更新の申請の際に市長に報告すること。

○除却義務（第19条）

許可期間満了したとき、又は許可が取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。

違反広告物への対応

○許可の取消し（第21条）

許可申請について、次のような事項があったときは、許可を取り消すことがあります。

- ・許可の条件に違反したとき
- ・変更の手続をせずに改造（表示面の変更を含む）したとき
- ・違反広告物に対する市長の措置命令に違反したとき
- ・不正手段によって許可を受けたとき

○違反広告物等に対する措置（第22条）

条例・規則に違反した広告物があるときは、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることがあります。

○違反広告物等に係る屋外広告業者に対する措置（第23条）

違反広告物についての措置命令等を屋外広告業者に対して行った場合には、その業者を神奈川県に通知します。

○報告及び検査（第30条）

土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等を検査することがあります。

○罰 則

罰金の額	違 反 の 内 容
50万円以下	次のいずれかに該当する者及びその法人等（第43条） <ul style="list-style-type: none">・禁止地域、禁止物件又は広告物の表示等の許可に違反して広告物等を設置した者・変更の許可に違反して広告物等を変更した者・除却義務に違反して広告物等を除却しなかった者・違反広告物等に対する措置命令に違反した者
20万円以下	次に該当する者及びその法人等（第44条） <ul style="list-style-type: none">・虚偽の報告や報告をしない場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
10万円以下	許可時に交付される証票を表示しなかった者（第46条）

○その他の違反に対する措置

簡易除却（法第7条第4項）

街路樹や電柱などに表示している違反広告物（はり紙など）は、撤去します。

8

その他

広告協定の認定（第31条～第32条）

良好な景観を形成するため、建築物における広告物等に関して締結した協定について、市の認定を受けることができます。（延床面積が1,000㎡を超える建築物に限ります。）

屋外広告業の届出

本市で屋外広告物の工事を施工する業者は、あらかじめ神奈川県へ屋外広告業の届出をする必要があります。

○屋外広告業の届出窓口

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 都市整備課 電話 045-210-6209

小田原市屋外広告物条例のあらましについて

当該資料は、小田原市屋外広告物条例及び同規則の内容から抜粋し、要約・編集したものですので、全てを掲載していません。詳しくは、条例及び規則を御確認ください。

MEMO _____

MEMO

〒250-8555

神奈川県 小田原市 荻窪 300 番地

小田原市 都市部 まちづくり交通課 景観係

電話 0465-33-1593

Mail ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp